

民間投資の健全な発展の促進に関する 若干の政策措置

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jjamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国家發展改革委員会は、2016年10月12日に「民間投資の健全な発展の促進に関する若干の政策措置」（中国語名「促進民間投資健康發展若干政策措置」、以下「政策措置」）を発表した。
- 中国政府は、「民営企業の發展に対する奨励・支持・誘導に関する若干の意見」（2005年）、「民間投資の健全な発展の奨励・誘導に関する若干の意見」（2010年）、「重点分野の投融資制度の革新による民間投資奨励に関する指導意見」（2014年）、「民間投資関連政策の更なる推進に関する通知」（2016年7月）等により、民間投資の拡大を推し進めてきた。しかし、2016年1～10月期の地場系民営企業の固定資産投資は前年比2.9%増にまで落ち込んでいる（2015年通年は同10.1%増）。こうした状態から脱出するために策定されたのが、この「政策措置」である。
- 「政策措置」では、6分野で計26の措置が示された。具体的には、(1)投資拡大の促進（民間投資に対する市場参入規制の更なる緩和、社会サービス分野への参入条件の一本化、官民連携（PPP）事業の更なる推進、市場参入ネガティブリスト制度の確立加速、投資案件のオンライン審査・監督管理プラットフォームの構築等）、(2)金融サービスの改善（政策性・開発金融機関の役割強化、小規模・零細企業向け国家融資担保基金の設立、重点分野の發展を促すための投資ファンドの設立奨励、民営企業の直接金融手段の拡充、法規に基づく民営銀行の審査・認可の加速、信用格付の質的向上等）、(3)財政・税制政策の実施強化・健全化（「政府調達法」・同「実施条例」の実施強化、「環境保護・省エネ・節水事業に対する企業所得税優遇目録」等の実施強化）、(4)企業コストの削減（国有建設用地供給方式の改革、物流業の土地確保に対する政策支援の強化、民営企業の事業拡大を阻害する諸問題の解決）、(5)政府部門の総合的な管理サービス・措置の改善（政府の機能の更なる転換促進、「地方政府債務返済計画」の研究・策定、政策情報の対外発信メカニズムの整備、業界団体の「脱行政・役割転換」の促進、政府部門の約束履行・サービスに対する監督・考課の強化）、(6)関連法規の研究・制定・改正（「企業投資案件の審査・認可・届出管理条例」の早期制定、法に基づく企業権益の保護等）、である。

【構成(概要)】

「民間投資の健全な発展の促進に関する若干の政策措置」

(国家発展改革委員会)

成立日：2016年10月12日、発表日：2016年10月12日

1. 投資拡大の促進：①民間投資に対する市場参入規制の更なる緩和（民用空港、基礎電気通信の運営、配電・電力小売等の更なる開放と参入条件の一本化等）、②社会サービス分野への参入条件の一本化（民営企業による養老施設経営参入時の設立許可・土地使用・医療保険適用・金融支援・人材育成等の問題の解決等）、③官民連携（PPP）事業の更なる推進（公共サービス・インフラ建設における民間投資奨励策の整備等）、④市場参入ネガティブリスト制度の確立加速（一部地域での試行結果を受けたネガティブリスト対象外の業界・分野・業務の明確化と法に基づく平等な参入の保障等）、⑤投資案件のオンライン審査・監督管理プラットフォームの構築（投資案件に対する全過程監督管理メカニズムの確立等）、⑥政府批准の「投資プロジェクト目録」の改正加速（「投資案件の審査・認可事項の整理・規範化に関する実施方案」の早期かつ着実な実施等）。
2. 金融サービスの改善：⑦政策性・開発金融機関の役割強化、⑧小規模・零細企業向け国家融資担保基金の設立、⑨重点分野の発展を促すための投資ファンドの設立奨励、⑩民営企業の直接金融手段の拡充、⑪法規に基づく民営銀行の審査・認可の加速、⑫汚染物排出権・手数料徴収権・特許経営権等の確定・登記・担保化・譲渡制度の整備、⑬企業の資金調達に対する政府・仲介機関の評価・登記手数料徴収の規範化、⑭動産質権登記制度の整備、⑮信用格付の質的向上。
3. 財政・税制政策の実施強化・健全化：⑯「政府調達法」・「政府調達法実施条例」の実施強化、⑰「環境保護・省エネ・節水事業に対する企業所得税優遇目録」・「資源の総合的利用に貢献する製品・サービスに対する付加価値税優遇目録」の実施強化。
4. 企業コストの削減：⑱国有建設用地供給方式の改革を通じた民営企業の土地利用コストの削減、⑲物流業の土地確保に対する政策支援の強化、⑳民営企業の事業拡大を阻害する諸問題の解決。
5. 政府部門の総合的な管理サービス・措置の改善：㉑政府の機能の更なる転換促進、㉒「地方政府債務返済計画」の研究・策定、㉓政策情報の対外発信メカニズムの整備、㉔業界団体の「脱行政・役割転換」の推進、㉕政府部門の約束履行・サービスに対する監督・考課の強化。
6. 関連法規の研究・制定・改正：㉖「企業投資案件の審査・認可・届出管理条例」の早期制定、企業の投資自主権の更なる確保、批准・届出手続き等の規範化、法に基づく企業権益の保護。

* 中国語全文は、http://tzs.ndrc.gov.cn/tzgz/201610/t20161012_822428.html

から入手可能（2016年11月29日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。